

景観法施行令案要綱

第一 公共施設

公共の用に供する施設として、下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設を規定すること。

(第一条関係)

第二 特定公共施設

特定公共施設として、土地改良法による土地改良事業に係る土地改良施設、下水道法による下水道、森林法による保安施設事業に係る施設、都市緑地法による市民緑地契約に係る市民緑地、特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施設（国若しくは地方公共団体又は同法第二条第四項に規定する河川管理者が設置し、又は管理するものに限る。）、砂防法による砂防設備、地すべり等防止法による地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設（国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものに限る。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設（地方公共団体が設置するものに限る。）、並びに皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を規定すること。

(第二条関係)

第三 自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの

自然公園法の規定による許可の基準を景観計画に定める行為として、自然公園法第十三条第三項第一号、第六号及び第十二号（同法第二十四条第三項の許可については、同法第十三条第三項第一号及び第六号）に掲げる行為を規定すること。

（第三条関係）

第四 景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準

景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準は、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、さんごの採取、屋外における土石、廃棄物、再生産資源その他の物件の堆積^{たい}、水面の埋立て若しくは干拓、夜間において公衆の観覧に供するため一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明又は火入れに該当する行為であつて、景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

（第四条関係）

第五 景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準

一 建築物の建築等又は工作物の建設等の制限

1 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長

に資するものとなるように定めることとする。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めることとする。

2 建築物若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面の位置の制限若しくは建築物の敷地面積の最低限度は、建築物又は工作物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めることとする。

（第五条第一号関係）

二 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為の制限は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めることとする。

（第五条第二号関係）

三 景観行政団体の条例で定める行為の制限は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法及び態様について定めることとする。

（第五条第三号関係）

第六 景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画

景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画として、道路整備特別措置法の認可に係る工事实施計画書等を規定すること。

(第六条関係)

第七 景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模

景観計画の策定又は変更を提案することができる一団の土地の区域の規模は、〇・五ヘクタール以上とすること。ただし、住民の活動及び特定非営利活動法人その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者の活動の現況及び将来の見通しを勘案して、特に必要があると認められるときは、景観行政団体は、条例で、区域を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができることとする。

(第七条関係)

第八 届出を要しない景観計画区域内における通常管理行為、軽易な行為その他の行為

景観計画区域内における通常管理行為、軽易な行為その他の行為として、地下に設ける建築物の建築等若しくは工作物の建設等、仮設の工作物の建設等、除伐、間伐、整枝その他木竹の伐採、法令若しくはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為、建築物の存する敷地内で行う行為又は農業、林業若しくは漁業を営むために行う行為を規定すること。

(第八条関係)

第九 届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為

届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為として、法第八条第三項第二号の制限で景観計画に定められたもののすべてが地区整備計画等において定められている場合における地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更を規定すること。

(第九条関係)

第十 届出を要しないその他の行為

一 届出を要しない行為として、文化財保護法第四十三条第一項若しくは第八十条第一項の許可若しくは同法第五十六条の十三第一項の届出に係る行為、同法第九十条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第九十一条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為を規定すること。

(第十条第一号関係)

二 届出等を要しない行為として、屋外広告物法第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を規定すること。

(第十条第二号関係)

第十一 変更命令等においてその履行に支障のないものとしなければならぬ形態意匠に係る義務を定めて

いる他の法令の規定

法第十七条第三項の政令で定める他の法令の規定として、軌道法第十四条、消防法第十条第四項及び第十七条第一項、火薬類取締法第十一条第二項及び第十二条第三項、道路運送法第六十八条第五項（同法第七十五条第三項において準用する場合を含む。）、高压ガス保安法第四十六条第一項、航空法第三十九条第一項第一号、第五十一条第一項、第二項（同法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第五十一条の二第一項及び第二項、有線電気通信法第五条（同法第十一条において準用する場合を含む。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第七条第一項、第十六条の二第一項及び第三十七条の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものを規定すること。（第十一条関係）

第十二 届出後における行為着手の制限の例外となる工事

景観行政団体が届出を受理した日から三十日を経過する前に着手可能な工事として、根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事を規定すること。（第十二条関係）

第十三 許可を要しない景観重要建造物に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為

景観重要建造物に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為として、地下に設ける建造物の増築、改築、移転若しくは除却、条例で定める管理の方法の基準に適合する行為、管理協定に基づく行為又は法令若しくはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為を規定すること。

(第十三条関係)

第十四 収用委員会の裁決の申請手続

景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可を受けることができないことによつて生ずる損失の補償について協議が成立しない場合の景観行政団体の長又は当該損失を受けた者が収用委員会に裁決を申請する場合の手続を定めること。

(第十四条関係)

第十五 許可を要しない景観重要樹木に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為

景観重要樹木に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為として、枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採、危険な樹木の伐採、条例で定める管理の方法の基準に適合する行為、管理協定に基づく行為又は法令若しくはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為とすること。

(第十五条関係)

第十六 景観農業振興地域整備計画の変更

市町村は、景観農業振興地域整備計画の変更をしようとするときは、その理由を明らかにしてしなければならないこととする。

(第十六条関係)

第十七 協議等を要しない景観農業振興地域整備計画の軽微な変更

景観農業振興地域整備計画の軽微な変更として、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更を規定すること。

(第十七条関係)

第十八 景観協定の締結から除外される土地

景観計画区域内の一団の土地から除かれる土地として、公共施設の用に供する土地を規定すること。

(第十八条関係)

第十九 景観整備機構の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地

法第九十三条第三号の事業に有効に利用できる土地として、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業の用に供する土地、景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業の用に供する土地又はこれらの事業に係る代替地の用に供する土地を規定すること。

(第十九条関係)

第二十 その他

一 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。 （附則第一条関係）

二 平成十七年三月三十一日までの間、形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定として、第十一の規定のほか、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第三十条（同法第四条に係る部分に限る。）及びこれに基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものを規定すること。 （附則第二条関係）